

諮問番号：諮問第6号

答申番号：答申第6号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

双極性感情障害のため不安や気分の落ち込みが多々あり、このため3年以上働くことができていない。生活は両親の年金に頼らなければならず、非常に苦しい。2級と3級では障害者年金の等級基準が違う。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分は、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）に基づき診断書に記載された審査請求人の障害の状況について適正に判定したものであり妥当であるため、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、施行令で定める精神障害の状態の3級に該当するのか、又は2級に該当するのかということにある。

処分庁は、手帳の交付決定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）上の審査基準として、判定基準及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定しているため、以下では、本件処分が法令並びに判定基準及び留意事項に沿って適正に行われたかを判断する。

判定基準において、障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、本件申請の添付書類である医師の診断書によると、次のことがいえる。

- ① 精神疾患については、気分（感情）障害の存在が認められる。
- ② 精神疾患（機能障害）の状態については、診断書の「④ 現在の病状、状態像等」欄において、「(1) 抑うつ状態」のうち「3 憂うつ気分」に該当することとされていることから、気分（感情）障害による精神神経症状があることが認められる。その程度については、「③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過」欄及び「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等」欄の記載内容からは、気分（感情）障害による精神神経症状が著しいとは認められず、施行令が定める2級の基準である「日常生活が著しい制限を受ける」程度のものとは認められない。
- ③ 能力障害（活動制限）の状態については、日常生活に援助が必要であることは認められるが、その程度については、施行令が定める2級の基準である「日常生活に著しい制限を加えることを必要とする」程度のものとは認められない。
- ④ 審査請求人の障害等級を判定するに当たって、他に考慮すべき特段の事情も認められないので、審査請求人の障害等級を総合的に判断すると、3級に該当すると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年11月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が施行令で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、判定基準及び留意事項を審査基準として設定しているので、法令及び審査基準に沿って、本件処分が適正に行われたか判断すると、判定基準において、障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、処分庁は判定基準の手續に従い原処分を行ったことが認められ、原処分を

違法、不当とすべき事実は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

なお、諮問書に添付された「精神保健福祉手帳に対する審査請求の意見結果について（答申）」において、福岡県精神保健福祉審議会が本件処分について「原処分支持」との答申を行っていることから、本件処分は妥当であるものと認められる。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会

委員 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 塩 田 裕美子